

予算決算委員会会議録

1. 開催年月日

令和3年 9月21日 開会 9時26分 閉会 15時15分

2. 開催場所

全員協議会室

3. 出席委員名

沖久教人	三宅孝之	原田敬久	多賀信祥
柳原英子	山下憲雄	細羽敏彦	西村慎次郎
荒木謙二	柳井一徳	惣台己吉	三宅文雄
坊野公治	上野安是	西田久志	宮地俊則
佐藤豊			

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 大滝文則

(2) 説明員

副市長	猪原慎太郎	総合政策部長	安東慎吾
総務部長	藤原雅彦	市民生活部長	井口勝志
健康福祉部長	佐藤和也	建設経済部長	岡本健治
病院事務部長	一安直人	会計管理者	山下浩道
総合政策部次長	西村直樹	総務部次長	久安伸明
市民生活部次長	藤井清志	芳井支所長	今井保文
健康福祉部次長	沖津幸弘	健康福祉部参与	三宅早苗
建設経済部次長	田中大三	監査委員事務局長	谷みち子
企画振興課長	岩本展到	危機管理課長	金政吉伸
財政課長	片井啓介	税務課長	吉本泰人
市民会館事務局長	佐藤修	市民活動推進課長	毛利恵子
環境企画課長	朝原博幸	美星支所長	藤井義信
子育て支援課長	岡崎祐一	介護保険課長	中新純史
病院総務課長	松山昌史	甲南保育園長	阪谷佳美
芳井保育園長	三宅弘美	観光交流課長	小谷拓也

農 林 課 長	中 山 浩 一	建 設 課 長	曾 根 剛
都市施設課長	田 口 政 之	上 水 道 課 長	津 組 勇 一 郎
企画振興課長補佐	片 山 直 紀	総務課長補佐	伊 藤 圭 史
市民課長補佐	岩 本 陽 子	福祉課長補佐	藤 田 昌 巳
建設課主幹	森 川 正 康		
教 育 長	伊 藤 祐 二 郎	教 育 次 長	唐 木 英 規
学校教育課長	平 木 康 晴	生涯学習課長	成 智 千 恵
スポーツ課長	川 上 益 史	文化課長	高 田 知 樹
給食センター所長	立 花 計 志	市立高校事務長	原 田 恒 司
教育総務課長補佐	亀 田 博 行		

(3) 事務局職員

事 務 局 長	和 田 広 志	主 幹	藤 井 隆 史
---------	---------	-----	---------

6. 傍聴者

(1) 一 般 0名

(2) 報 道 0名

7. 発言の概要

委員長（佐藤 豊君） 皆さんおはようございます。

ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

初めに、副市長の御挨拶をお願いいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

台風が通過した後は本当にすがすがしい秋晴れの日が続いております。大変心配しておりました台風14号でございますけれども南寄りのルートを通ったということで、本市におきましては台風の影響をあまり感じる事がなく過ぎることができたということで大変安堵しているところでございます。しかしながら、和歌山県におきましては大きな住宅の被害も発生をしております。台風シーズンということでございます。いましばらくは気が抜けない日が続くものと思っております。

新型コロナウイルス感染症でございますけれども、全国的に少し落ち着いてきたように感じております。昨日は、岡山県におきましては感染者が9人ということでございます。1桁になるのは約2か月ぶりということでございます。また、本市におきましてもこのところ感染者が発生しておりません。緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、さらにはワクチン接種の効果が出ているものと思っております。

そういった中、シルバーウィークということで3連休がございましたが、テレビの報道を

見ておりますと、この3連休は高速道路も渋滞しておりまして、全国各地で大きな人の流れが起きているということがございます。ワクチン接種が進んでいるとはいえ今後の感染者の動向が大変気になるところでございます。

今、国のほうではワクチン接種の3回目接種が議論をされております。2回の接種が終わってからおおむね8か月後に始めたいということがございます。本市におきましては11月中のワクチン接種の完了を目指しているところでございますので、引き続き3回目接種に向けた体制についてしっかり検討していかなければいけないと思っているところでございます。

本日は、予算決算委員会を開催いただきまして、皆様方には何かとご多用の中お繰り合わせご出席をいただきました。誠にありがとうございます。

この委員会に付託されております案件でございますが、2件の補正予算、14会計の決算ということになっております。2日間にわたります長丁場ではありますが、くれぐれも慎重にご審議をいただきますようよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈議長挨拶〉

〈議案第45号 令和3年度井原市一般会計補正予算（第6号）〉

〈歳入全般〉

委員（山下憲雄君） 20ページ、市債についてお伺いいたします。

総務費の中に臨時財政対策債として記載されておりますが、約△1億6,300万円上がっております。そして、右のページに約△2億700万円。この△の意味するところをご説明いただきたいと思えます。

財政課長（片井啓介君） 臨時財政対策債は、国から交付されます普通交付税の予算確保が国のほうで困難な場合、各自治体で起債を発行することにより財源を求めるものでございまして、こちらは後年交付税措置をされるというものでございます。

14、15ページにありますけれども、このたび普通交付税が増額いたしております。こちらに伴いまして臨時財政対策債のほうが減額となるというものでございます。

委員（山下憲雄君） これは確定ということによろしいのでしょうか。

財政課長（片井啓介君） そのとおりでございます。

〈なし〉

〈歳出第15款 総務費〉

〈なし〉

〈第20款 民生費〉

委員（多賀信祥君） 資料をありがとうございました。

もし追加で聞くことができればですが、平成30年度から令和3年度まで4年間で、新規の入居者がそれぞれ分かりますか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 借楽園は井原市だけではなく他市等からも入居されているという事実がございます、今ここには資料として持っておりません。井原市からの入所は去年、今年と1人ずつでございます。

委員（多賀信祥君） ここでスプリンクラーを設置されるということで、将来の見込みというのはどういうことかということで新規の入居者の方を伺ったわけですけど、将来の見込みはどのように考えられていますか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 養護老人ホームというものは昔からあるわけでございます。最近では特別養護老人ホームというものが介護保険の中で幅を広げてきまして、養護老人ホーム自体の入居者が全国的に減っているのは否めない事実でございます、井原市においても平成30年度の25人から人数も17人に減っている状況でございます。ここは特に令和2年から指定管理に出してございまして、指定管理先がいろいろ、入居者に対して状況に応じてほかの特養へ回したりとか、そういうことで特に今は減っている状況ではございますが、今の人数よりは多少は増えていく、ほぼ横ばいかというぐらゐの状況で推移していくものと考えております。

委員（多賀信祥君） 現状の規模で継続して運営をされるということを前提で安全のために設置されるということでよろしいですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） そのとおりでございます。

委員（三宅文雄君） この事業について、借楽園は平成19年に完成していると思うんですけども、ここで設置されるというのはどういう意味があるのでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 入居者の高齢化と、要介護者の増加、それから障害者の割合の増加ということで、避難がすぐにできない状況にあるということでここでスプリンク

ラーを設置しようとするものでございます。

委員（三宅文雄君） 先ほど多賀委員のほうから聞かれたんですけれども、現在は養護老人ホームですが、特別養護老人ホームへ移行するための一つの手段というか、そういった理解でよろしいんですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 昨年からスプリンクラーの設置は考えておりまして、当初予算で設計のほうも入れさせていただいております。現段階でこのたびの特別養護老人ホームの話というのはまだ決まったわけではございませんし、それを想定したものではありません。

委員（三宅文雄君） ということは、将来的には特別養護老人ホームへ全体を移行するという理解でよろしいですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 現在のところ養護老人ホームは養護老人ホームとして運営していくつもりでございます。

委員（三宅文雄君） ちょっと答えになってないんですけど、現在は養護老人ホームで、将来的に偕楽園を特別養護老人ホームに持っていくからスプリンクラーを設置するという理解でよろしいですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 現時点ではそういうつもりでの設置ではございません。

委員（三宅文雄君） もう一回確認します。

そういう意味の施設ではないという答弁ですが、それでよろしいですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） あくまで現時点ではそのとおりでございます。

委員（三宅文雄君） それではお聞きします。

先ほど言いましたように、偕楽園は平成19年にオープンしていると思うんですけれども、スプリンクラーは消防法上、当時は必要なかったんですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 入所施設の老人施設は設置義務がございます。ただし、ある一定の条件をクリアすれば設置をしないことができるという特例を適用して設置をしていないものでございました。

委員（三宅文雄君） その特例というのはどういう特例だったんでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 建物がどの部屋からでもすぐに外に逃げられる、それから防火扉で仕切ることができるか、そういう条件がございました。

委員（三宅文雄君） 当時の特例がどういう特例であったのかというのを、もう少し詳しく説明できますか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 消防法第32条において、設置は義務づけております。ただし防火区画が1,000平米以下で仕切られている、それから防火扉がついている、そ

れから掃き出し窓を介して直接避難することができるという条件に即しておりましたので免除の適用を受けておるところでございます。

委員（三宅文雄君） 当初はそういったことができていたので設置しなくてもよいという理解でよろしいですか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 建物的には何も変わっておりませんが、いかんせんおられる方が高齢化と障害と、介護認定を受けられた方の割合が増えてきておること、このたび設置のものを出しておるものでございます。

委員（三宅文雄君） 消防署からは何か対応をしてほしいとか、特例であったけれども相当期間を経過しているので対応してほしいとかというふうな指導があったんでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 消防署のほうからは、口頭ではございますが設置をしてほしいというのは前からございました。

委員（三宅文雄君） このスプリンクラーは建物全体にわたって設置されるんでしょうか、それとも現在ユニットが5ユニットに分かれていると思うんですけれども、その寝室だけに設置されるのかを確認いたします。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 今回のスプリンクラー設置は全体の設置を見込んでおります。

委員（宮地俊則君） スプリンクラー設置の補正予算案ですのであまりこういうことを言うのは好ましくないと思いますが、先ほど執行部の答弁の中で、全国的に養護老人ホームの需要が減っているというような発言がありました。これはちょっと看過できないなと思っていて、実際、需要はたくさんあるかと思えます。ただ、この養護老人ホームの性質上、自治体からの財政出動が非常に大きいものですから、今全国的に問題になっている措置控えということが一番大きな要因じゃないかなと思っています。49人の定員に対してずっと減って、先日は16人と聞いたんですが、今は17人というふうに減ってきております。これは需要が減ってきているのが要因なのか、それとも審査を厳しくしている、いわゆる措置控えなんかが要因なのか、明らかに需要が減っているとはっきり言えますか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 養護老人ホームというのは、自分で自立した生活ができながら、金銭的な問題それからおうちの状態とかの問題で自宅での生活が難しい方が入居されている施設でございます。ということで、体の状態が介護状態になったりしたら本来は特別養護老人ホームとかそういうところへ移っていただかなければいけない状態になります。

それから、本当にお金のない方、生活保護を受けられておる方は救護施設という施設がまたございます。ということで、養護老人ホームに入居される層がすごく薄くなっておること、全国的に養護老人ホームの入居者が減っておるという状況でございます。

委員（宮地俊則君） 養護老人ホームの意義や定義、立ち位置は分かっているつもりで言っているんですけども。

では、その層が減ってきているということは、ほかのところに回すことによって当然のごとくこの需要が減ってきていると解釈していると判断してよろしいですね。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 最初の説明でもさせてもらいましたが、要介護状態になって特別養護老人ホームへ入られる方が非常に増えてこられて、養護老人ホームのほうも薄くなってきているというのは事実だと思っております。

委員（宮地俊則君） 私の感覚的に言いますと、特別養護老人ホームというのは当然ながら契約で入所するわけですから費用がかかります。こちらのほうは措置入所ということで、逆に財政的に、資産も何もない、負担できないという方が対象ですから、そういう方が減ってきているという認識をお持ちなんだなということを確認したかったんですが。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 金銭的な問題、それから体の状態の関係だと思うんです。やはり家におられる間に状態が悪くなられて特養に行かれています方というのが増えている現状にあるのかなと思います。それから、契約の話と措置の話、決して措置であるから昔に比べて厳しくしているというものではございません。

委員（三宅孝之君） 今回、偕楽園のスプリンクラーの設置ということで、ほかの養護老人ホームや特別養護老人ホームも含めてスプリンクラーの設置はどんな状態なんでしょうか。もしなかったら、これからもつけていかれるのか、そのあたりをお聞かせください。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 消防署のほうから伺っている話では、岡山県下において老人の入所施設の中でスプリンクラーをつけてないのは、もう数例であるというふうに聞いております。

委員（三宅孝之君） それは、井原市内の中ではどれぐらいの数かということとは分からないということですか。

もう一つお聞きしたいのが、ついてないところの施設なんかはこれからつけていく計画があるのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 断言はできませんが、井原市内のほかの老人施設でついてないということは聞いていませんので、もうついているものと考えております。

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

委員（柳井一徳君） 飲料水供給事業補助金についてですが、村入水道組合、宮草水道組合で戸数が分かれば教えてください。

環境企画課長（朝原博幸君） 村入水道組合で21戸、宮草水道組合で27戸となっております。

委員（原田敬久君） まず、飲料水供給施設を管理している組合は何団体くらいあるのか、それから片塚地区というのは入っているのでしょうか。

上水道課長（津組勇一郎君） 現在の組合数までは把握できておりませんが、飲料水供給事業補助金を過去交付した団体数といたしましては平成17年の合併以降で31の水道組合のほうにこの補助金を交付しておるところでございます。

2つ目の質問の片塚の組合があるかどうかという点につきましては、この補助金の交付先といたしまして片塚、灰ヶ峠地区のほうへ過去に補助金を交付した実績があるところがございます。

委員（原田敬久君） 今年の5月に片塚地区の方から、水道のことで本当に困っているんだという相談を受けたんです。水道部に話を聞きましたら、芳井町は簡易水道を引いていないところが多いとおっしゃいました。地形的な問題、アップダウンがあつて難しい、それから給水施設から外れている。片塚地区がまさにその地区なんです。2戸以上で施設組合を作れば補助はできますという話もされました。

そこで質問です。

今回は村入と宮草には補助をしますということですが、将来的に補助を広げていく可能性はありますでしょうか。

上水道課長（津組勇一郎君） このたび補正予算をお願いしております村入と宮草につきましては既存の施設がございまして、その修繕の要望に対するものでございます。

お尋ねの、今後につきましては給水区域外、原田委員がおっしゃられるとおり芳井地区は給水区域外に該当するところが多うございます。そういったところにつきましてはこの補助金を活用いただきまして、新設の場合ですと10分の8、更新の場合ですと10分の7という補助制度でございますので、この補助制度を活用いただいて飲料水の確保をお願いできたらと考えております。

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（三宅孝之君） 26ページの農業振興費の園芸総合対策事業費補助金なんですけども、事業の概要の目的が「「ぶどう」及び「りんどう」の産地育成のための取組を支援し、市内農業者の増収益を目指す」とされています。ところが、対象者、施設は「晴れの国岡山農業協同組合井原市ぶどう部会」、「晴れの国岡山農業協同組合井原市花卉部会」というふうになっていますけども、ブドウを作られている市内の方というのは組合以外にどれぐらいいらっしゃるか把握でしたら教えていただきたいなと思います。

農林課長（中山浩一君） 詳細な数字につきましては把握をしておりません。

委員（三宅孝之君） 目的が市内農業者の増収益を目指すということで、組合だけじゃなくて多分ブドウを作られている方はほかにもたくさんいらっしゃると思います。その対象者が組合だけというところはどんな理由なんでしょうか。

農林課長（中山浩一君） 農協の部会を主体としておりまして、この方々というのは農協を通じて出荷をさせていただいているというところでございます。三宅委員がおっしゃられたように、個人で売り先を見つけられてされている方もいらっしゃると思いますが、やはり市としては安定した売り先を求めていただくということでぶどう部会を事業主体とした事業を行っているところでございます。

委員（三宅孝之君） ブドウを作られている方は、組合に入って流通なんかも随分助かっているところもあると思うんですけども、個人でブドウを作っている方というのは次のハイブリッド産地育成推進事業補助金にしても組合の方のみなんですけど、そういった方の補助金というのはこれ以外なくなるというか、ほとんどないような感じがするんです。そういった意味では井原市の農業の方向性というのがもうJA主体になっていく、改めて新しい農業を創り出すというところ辺につながらないような気がするんです。そういった意味でも、組合だけでなく、プラスそういったブドウやりんどうのほうで収益を確保されている方の補助事業というものをさせていただきたいなというふうに思うんですけど、そういった考え方はおありでしょうか、そのあたりをお聞かせください。

農林課長（中山浩一君） 現在のところは、先ほど申しましたように安定した供給をさせていただくというところで農協を主体としておりますが、おっしゃられたようなところも今後の課題として検討していきたいと考えております。

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（山下憲雄君） 希望者から希望が届けられたときに、土地の広さ及び建物の広さ、店舗の面積等々が分かれば教えてください。

建設経済部次長（田中大三君） すみませんが、土地の面積は確認をさせていただきます。店舗の面積につきましては約48平方メートルで、そこに駐車場も4台スペースがあるということでございます。

委員（山下憲雄君） 建物全体の大きさは分からないのでしょうか。

建設経済部次長（田中大三君） 建物の大きさが約48平方メートルでございます。

委員（山下憲雄君） この間も説明いただきましたが、飲食サービス業ということですが、もう少し絞り込んだ業種、それからこの申請希望者は個人なのか法人なのか、あるいは井原市在住なのか市外なのか、そこら辺の情報をいただきたいと思えます。

建設経済部次長（田中大三君） 今回の案件につきましては、まず事業者でございますけれども、飲食サービス業でお好み焼きをされるということを聞いております。

今回の案件につきましては、市外から法人の方が出店をされるということでございます。

委員（山下憲雄君） 要綱では、3年という1つの枠がありますが、例えば3年の間に業種変更、また届出と違う商いをされるようなケースがあれば返還の対象になってますでしょうか。

建設経済部次長（田中大三君） 3年間は同じ業態でやっていただくことが条件になっておりますので、それが実行されない場合につきましては返還の対象になってまいります。

すみません、先ほどの土地の面積については135平方メートルでございます。

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費〉

〈なし〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈一般会計全般についての質疑〉

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈議案第46号 令和3年度井原市病院事業会計補正予算（第1号）〉

委員（宮地俊則君） 支出のほうで、超音波画像診断機、これはCTのことだと思うんですけど、今あるCTはいつ入れられた分でしょうか。

病院総務課長（松山昌史君） これはCTではなくてエコーの機械でございます、10年前に購入したものでございます。

委員（宮地俊則君） こういったものは非常に高額であり、また専門的な機器ですので耐用年数と申しますか償却期間というのはよく分からないんですが、一般的に見まして今いわれたエコーは10年をめどに更新していくという基準になっているのでしょうか。

病院総務課長（松山昌史君） エコーの法定耐用年数は五、六年になっています。メーカーが推奨しているのは7年から8年ぐらいです。それ以上で更新の予定なんですけど、今回検査を行ったところ不良が見つかったので更新をすることになりました。

委員（上野安是君） 7年、8年の耐用年数があつて、今回10年目だから替えるという話ですけど、例えば毎年検査というのはされるのか、2年に1回検査されるのかというような基準はありますでしょうか。

病院総務課長（松山昌史君） 基準というのは特にはございません。通常使用しており間

題なく使用できていれば使用しています。

委員（上野安是君） 使用した際に不具合が生じたとか、少し微妙だとかかというような曖昧なところで、もうそろそろだから替えようかなという考え方ですか。例えばノギスなどの測量する機械なんかにしても、何年に1回は点検するとかかというような基準があると思うんです。だから、医療機器に関しては何もなくて例えば耐用年数が7年、8年とメーカーが言うんだったらその時期に1回検査をして、まだ大丈夫だからあと2年、3年延ばした今回なのか、それとも10年目ぐらいを基準にして調子が悪くなったからそろそろ替えようかというようなものか、そこが微妙なところなんで、ただ10年目に替えるんだったら10年という基準があればいいんでしょうけど、今の説明では五、六年とか七、八年とかいろいろ機種によっても違うんでしょうけど、何か曖昧なような気がするんですけど、何かその辺のやり方とかかというのはないでしょうか。

病院総務課長（松山昌史君） メーカーが推奨しているのは七、八年で1回保守点検というのは行っています。そのときにまだ使用できるということで引き続き使用しているものでございます。

委員（西村慎次郎君） 医療機器は保守に入っておられますか。

病院総務課長（松山昌史君） 保守に入っているものと入っていないものがあります。

委員（西村慎次郎君） 今回のはどちらなのでしょう。

病院総務課長（松山昌史君） 今回のは入っていません。

委員（西村慎次郎君） だから、保守に入っていれば保守が可能な期間は使うけれど、入ってなければそういうふうに故障が出てくるときにどうするか。処理するのか買い換えるのかかというのを判断されているということなんですか。

病院総務課長（松山昌史君） そのとおりです。

委員（三宅孝之君） エコーの機械を買い換えるということなんですけども、廃棄はメーカーのほうでしていただけるのか、それともこちらのほうが費用を払うのか、その辺りを教えてください。

病院総務課長（松山昌史君） 更新になりますのでメーカーの引取りになります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈認定第1号 令和2年度井原市一般会計歳入歳出決算について〉

〈歳入第5款 市税から第50款 使用料及び手数料〉

委員（山下憲雄君） 54ページの市民税の個人の部でお伺いたします。

収入済額が令和元年度と令和2年度の比較で、令和2年度は1億1,000万円ぐらい減になっていると思いますが、このことについての分析の考えをお聞かせいただきたいのと、この収入未済についての今後の回収における対策は、どういうことを考えておられるのか、また今までどういうことをされてきたのか教えてください。

税務課長（吉本泰人君） まず、個人市民税の減額1億17万3,000円の減額、個人は1,000万円の減額だと思います。

委員（山下憲雄君） すみません、僕は令和元年度を今持ってないんですけども、減ったなど思っているんですが、個人の収入未済額が1億円じゃなくて1,000万円ですか、1億円ぐらい減ってないですか。

税務課長（吉本泰人君） 失礼しました。収入未済額の減少ですけども、収入未済を減らすために……。

委員（山下憲雄君） すみません。申し訳ないです。

収入済額が減っておるということです。減っていますよね。

税務課長（吉本泰人君） 個人市民税の収入未済額の減少については所得の減少によるもので……。

委員（山下憲雄君） 収入額が。

税務課長（吉本泰人君） 失礼いたしました。

市民税個人の収納額が前年に比べて約1,200万円減少している理由でございますが、個人所得の減少によるものです。これは、令和元年度所得を基に課税しておりますので、新型コロナウイルス感染症の関係ではないと考えております。

収入未済の回収方法でございますが、まず現年課税分の収納に力を入れております。次年度に未納額を持ち越さないよう、早期催告や納税相談、徴収員による個人訪問等の徴収を引き続き行っていきます。やむを得ず次年度に持ち越した滞納繰越分の徴収においては、滞納

者の実情を調査した上で生活再建も考え、滞納者の状況に応じた納付勧奨や訪問徴収を継続して行っており、催告に反応しない滞納者においては財産調査等をしっかり行い取り立てるべきは取り立てておまして、今までと同じような取組を今後も粘り強くやっっていこうと考えております。

委員（山下憲雄君）　　そういう努力をしていただいて、できるだけ収入未済については減少していかないといけないと思います。

そういう時間を経て、ここへ個人の部でも約800万円という不納欠損額というのがあるわけですが、この不納欠損額が処理されるまでにどれぐらいの年月を経て行われるのか。そして、欠損処理をした後の会計上の処理の仕方について、例えば督促、差押え、仮にそういうのがあった場合等々についてはどういう処置をされているのか、そこら辺をご説明いただきたいと思います。

税務課長（吉本泰人君）　　不納欠損についてのご質問でございますが、まず不納欠損に至る前に、滞納処分執行停止を行います。これは滞納者を調査して、財産がないとか生活困窮ですとか所在不明というような状況に陥っていると調査した結果判断した場合は執行停止を行います。執行停止後3年を経過して状況が変わらなければ欠損という処理をさせていただきます。また、執行停止を行った後調査して、もう明らかに回収の余地がないという判断をした場合もそこで欠損処理となります。

それからもう一つ、執行停止を行って3年を経過する前に徴収権にある5年の時効が到来した場合は、そのときも不納欠損処理とさせていただきます。その額が決算書に、要件がそろったということで決算書での欠損処理とさせていただきます。

委員（柳井一徳君）　　68ページの指定ごみ袋販売手数料についてお伺いをいたしますが、総数で145万強という枚数なんですが、リットルごとの袋販売数が分かりますか。

財政課長（片井啓介君）　　指定ごみ袋のリットルごとの内訳でございますが、まず10リットルが13万50枚、15リットルが34万5,090枚、30リットルが47万3,680枚、45リットルが50万2,320枚です。

委員（柳井一徳君）　　10リットル袋についてでございますけれども、昨年度と比べてどうなんでしょうか、枚数が増えておりますか、減っておりますか。

財政課長（片井啓介君）　　参考に、令和元年度の10リットル袋の枚数が13万3,600枚でございましたので、ほぼ横ばいかなと思っております。

委員（柳井一徳君）　　10リットル袋はもうなくなってもいいのではないかなと思って昨年度との比較をお尋ねしましたが、横ばいということなんで必要であろうということで残していただく方向でお願いします。

委員（山下憲雄君） 64ページをお願いします。

住宅使用料の説明を先ほどしていただきましたが、そこでお尋ねいたしますけれども、調定額が約1億2,100万円とありますが、ここには要するに令和元年度の未済額がどの程度か繰り越されるということが想定されていると思いますし、またこの収入済額が上がって、中には令和元年度の分がどれぐらい入っていたのかというのが分かったら教えていただきたいと思います。

財政課長（片井啓介君） 令和元年度の収入未済額は326万9,048円でございます。その中から、先ほども説明をさせていただきましたが毎月ないしは期限を区切って各未納者の方が納付をされております。そういったことで金額が減ってきているというところだろうと思っております。

委員（三宅孝之君） 62ページをお願いします。

一番下の農村型リゾート施設使用料です。高原農村型宿泊施設使用料の7万7,000円。1年にどれぐらいの方が訪れて宿泊されるか、人数と件数を教えてください。

財政課長（片井啓介君） 宿泊が3件18人、それから研修で4件45人の使用がございました。

〈なし〉

〈第55款 国庫支出金から第60款 県支出金〉

委員（三宅孝之君） 78ページです。

学校給食費補助金、最後の節になりますけれども、備考の欄で学校臨時休業対策費補助金とありますが、これはどういったものか教えていただけたらと思います。

財政課長（片井啓介君） こちらは、令和2年の新型コロナウイルス感染症によりまず一斉臨時休校によりまして学校給食の材料の納品業者に対しまして、解約により生じた損失補償に対する補助でございます。

〈なし〉

〈第65款 財産収入から第90款 市債〉

委員（山下憲雄君） 100ページの住宅新築資金等貸付金元利収入を先ほど説明いた

きましたけども、この8月までに幾らか納付していただいたということなんですが、ここへ約2,300万円の収入未済が上がっているわけですが、これはほかの資料では特別会計から移行してここへ持ってきたということなんですけども、これを利用された方というのは当然いっちゃうわけで、負担金も利子も当然ながら債権であるわけですから回収しないといけない。回収しないといけないんですけども幾らか残っているということで、今後この回収というのはあまり時間をかけてするものでもなさそうな気もするし、いろんな諸事情があるんですが、こら辺の回収対策ということについてはどのようにお考えでしょうか。

財政課長（片井啓介君） こちらの回収でございますけれども、参考までに最高額は37万7,479円、最低額は23万2,201円、こういう金額の差があります。こういった中で、毎月ですとか1年間でとか年金の支給月でとかそういったあたりで幾らかずつ納付をいただいておりますのでございまして、こちらでも生活の状況を見ながら金額の相談をさせてもらっているという状況でございます。

そういったこともありまして、地道な形にはなりますけれどもそういった回収になるのかというふうに思っております。

委員（山下憲雄君） もう一つ、102ページの雑入というのが、市においては収入済額約5億3,500万円で、額だけは非常に大きいんですけども、これはある意味貴重な自主財源でございますので、こここのところで私は、ふだんからどうなっているのかなと思っております。どこかに委託されていると思うんですけども、その中に缶、瓶、プラスチックみたいなもの、いわゆる資源再生に利用するものというのは、どういうふうに処理されているのか。それを売却すると当然収入とかになると思うんですけども、そこら辺はどういうからくりになっているのか、教えていただきたいと思っております。

財政課長（片井啓介君） 資源ごみ、今おっしゃられました缶や、例えばペットボトルなどでございます。アルミ、スチールなど種別がございまして、こういったあたりにつきましては市内の業者に売払いという形で購入いただきまして、売払い金として雑入をしておるというものでございます。

委員（山下憲雄君） 委託料の中に含まれていて、実際その額というのはつかめてないということなんでしょうか。

財政課長（片井啓介君） 令和2年度で言いますと、資源ごみの売払い金は6万2,320円となっております。

委員（山下憲雄君） 僕は600万円ぐらいあるのかなと思っていました。約6万円といったら非常に少ないんですけども、一つの収入源として何かのからくりがあつてうまくでき

ないかなという疑問を抱いていましたけども、分かりました。

〈なし〉

〈歳入全般についての総括質疑〉

〈なし〉

〈歳出第10款 議会費〉

〈なし〉

〈第15款 総務費〉

委員（西村慎次郎君） 119、120ページ。

一番下の42、業務効率化推進費でRPAを導入されて6業務実証実験を含めて行われたということですが、具体的に事業名をまず教えてください。どういう業務を導入されたか。

総務部次長（久安伸明君） お尋ねの6業務でございます。

まず1つが給与管理業務、それから2つ目が電気料金の支払い支出命令書の起票の業務、それから軽自動車税の賦課業務、納税者のID付番業務、それから郵便料金の支出命令書の起票の業務、最後に6点目が施設のカルテ作成業務でございます。

委員（西村慎次郎君） こちらの令和2年度の地方自治法第233条第5項の規定による施策の成果に関する説明書には保育園入園選考システム導入事業、これはまたこの中ではなかったということですか。

総務部次長（久安伸明君） 保育園の入所の関係は、その下のシステム構築業務委託料でございます。

委員（西村慎次郎君） この下の部分でもRPAの活用の業務という理解でよろしいですか。

総務部次長（久安伸明君） RPAはいわゆるソフトのようなものを導入しておりますが、これとはまた別でシステムのほうを導入してコンピューターが判断を行っているというところでございます。

委員（西村慎次郎君） 先端技術による業務効率化推進業務委託の部分で6業務について適用されたということで、それぞれどういう成果があったか、効果がどれぐらいあるかというあたりの分析をされていますか。

総務部次長（久安申明君） 年度の途中でこれを導入しております。年間で直せばどれぐらい削減効果があったかということは検証しております。

まず給与管理業務につきましては、年間約6時間削減の効果が得られるだろうということです。それから、電気料金の関係が年間約8時間、軽自動車税の関係が年間約48時間、納税者のIDの付番の関係が年間約16時間、郵便料金の関係が年間約18時間で、最後に施設カルテの関係が年間約12時間ということで、合わせて108時間の削減効果が得られるというふうに検証をしております。

委員（西村慎次郎君） コストに対する効率化というか費用削減ということで、今後はもう少し範囲を拡大しながら職員の負担を軽減していかないと、多分費用対効果というのは生まれないのかなと思うんですけど、今後このあたりを拡大するためにどういった分野に拡大していけばいいかというような、その辺の分析はこの6業務でやってみられて何かそういう方向性というのは出ていますか。

総務部次長（久安申明君） 令和3年度は今3業務について取り組んでおります。

一つは社会保険料の関係の支払い命令書の関係あるいは後期高齢者医療の関係で還付対象者のリストの作成あるいは国保高額療養費の支給システムへの入力業務、この3業務について今年度やっております。今後につきましては基本的には定型的に同じような作業を繰り返すような、人間がやる作業をコンピューターに置き換えて効率化しようと考えておりますので、今後もやっていくつもりですし、実は6業務と申しましたが、予算については4業務で、2業務についてはそのノウハウを得て実は職員が構築しているというところがございます。ですから、全てお金を払うんじゃないくて、できることは職員がやっていけば経費もかからず事務も楽になるというふうな方針ですが、どこかの段階までは現状を続けていこうというふうに考えております。

委員（柳井一徳君） 126ページ、防災費の負担金補助及び交付金の中の安全安心地域活動活性化支援事業補助金、自主防災組織への補助金というふうにご説明がありましたが、今回の補正予算でも2か所補助金が出ていますが、全部で今何組織がこの対象補助金をいただいているのでしょうか。

危機管理課長（金政吉伸君） 自主防災組織に対する補助ですけれども、昨年度末までで51団体へ補助をいたしております。

委員（柳井一徳君） 市内で今、全団体数というと何団体ございますか。

危機管理課長（金政吉伸君） 今把握しているのが94団体でございます。

委員（柳井一徳君） 94団体ですのあと43団体がまだ活用されていないということで、これが全団体へ行き渡れば補助制度はもう廃止するという考え方でいいんですか。

危機管理課長（金政吉伸君） 自主防災組織が資機材を購入されたことに対する補助をしているわけですが、もちろん自主防災組織の全てが活用していただければいいんですけれども、そうでない場合もあります。それから、1回活用してから年数がたってまた新たな資機材が必要になる場合もありますので、一通り使われたからこの補助を終了するのはなかなか難しいのかなというふうには考えております。もちろん新規で組織を立ち上げられる場合もありますので、はい終わりですというのはなかなか難しいのかなというふうには考えております。

〈なし〉

〈第20款 民生費〉

委員（宮地俊則君） 142ページの委託料で、地域福祉推進事業委託料、先ほどのご説明で井原11地区、芳井4地区、美星1地区、計16地区ということなんですが、これは昨年度もずっと前からそうなんですが、芳井がなぜ4地区に分かれているんでしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 芳井町につきましては地区社会福祉協議会のほうが4地区に分かれておりまして、地区社会福祉協議会に対しての補助ということで4地区になっております。

委員（宮地俊則君） 事業費が800万円支出済みですけど、これは16地区でそれぞれ50万円という均等割でしょうか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 地区割り、それからその人口割、それから障害者の数、それから高齢者の数というものを加味して支給しているものでございます。

委員（宮地俊則君） そういうふうに対応しているのは分かりますけども、もうぼちぼち地区を直してもいい時期ではないかなと思います。芳井だけが4地区というのが、そうしなければならぬ根拠というのがあまりにも見えてこない。昔から4地区に分かれていたからということなんだろうけども、今後すぐには言いませんけども見直していくお考えはありませんか。

健康福祉部次長（沖津幸弘君） 地域のこともございますので、地域の声も聞きながら検討を進めていきたいと思っております。

委員（宮地俊則君） 154ページ中ほど、扶助費の一番上なんです、児童扶養手当費、先ほど言われたようにひとり親家庭等の手当の費用なんです、今年受給者が256人ということで昨年度より10名増えております。昨年度と比較しますと支給総額が3,500万円以上逆に減ってきているんですが、児童扶養手当というのは所得によって支給額が制限されているというの分かりますし、1人目は固定で2人目、3年目での加算額が違う、世帯の総所得によっても違うというのは分かるので、毎年変動があろうかと思えますけども、昨年は1億6,300万円、令和2年度は1億2,700万円と大幅に、2割以上減ってきているんですが、受給者は増えている。これは何か支給額の制度改正でもあったんでしょうか。

子育て支援課長（岡崎祐一君） 児童扶養手当の支給額の大幅な減少ということについてでございますが、令和元年度におきまして大きな制度改正がございまして、支給月というのがありますけれども、それが平成31年度、令和元年度の途中まで、従前の制度でいきますと年間3回の支給月で支給をしておりましたが、平成31年度すなわち令和元年度の途中から制度の改正がありまして、奇数月に支給をしていこうということがありました。令和元年度は途中からそういうことがありましたので、年間3回のときの支給を4月分と8月分として支給をしまして、その後の月については二月分ごとの支給をして年間5回の支給をしております。

したがって、単純に月の数でいくと15か月分の支給を令和元年度においてはしたということ。制度改正に伴って二月ごとの給付になったので、それまでの制度からいうと少し前倒しになって15か月分の支払いを令和元年度にはしているということがございます。その平準化といいますか、改正後の通常ベースに令和2年度は戻っておりますので12か月分の支給を令和2年度で行ったということで、その差がこの大きな減少につながっているというふうに考えております。

委員（宮地俊則君） よく分かりました。

そうすると、受給者側にとってみれば受給額等の減といったような状況は起こってないということよろしいですか。

子育て支援課長（岡崎祐一君） 給付額の金額についての基準は変わってございませんので、受給者にとっての変動はございません。

委員（三宅孝之君） ちなみに受給者数というのは減っているのか増えているのか、先ほど4,848人というふうなことを言われていたんですけど、前年と比べてどんなでしょうか。変わってなければいいということなんです。

子育て支援課長（岡崎祐一君） 先ほど申し上げました4,848人というのは延べの数

でいっております、実際の受給者数ではなく、月ごとの集計の数字でございます。実際の人数というのが令和元年度は246人、令和2年度については256人ということで、少し増加はあるんですけども大きく減少しているあるいは増加しているというふうには考えておりません。ほぼ横ばいではないかというふうに思っております。

〈なし〉

〈第25款 衛生費〉

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈第30款 労働費〉

〈なし〉

〈第35款 農林水産業費〉

委員（三宅孝之君） 186ページです。

農業振興費の負担金補助及び交付金の中の、ワイン産業創出事業補助金2万7,000円というのはどんなものですか。

農林課長（中山浩一君） ワイン用のブドウの苗を購入された方に対する補助でございます。

〈なし〉

〈第40款 商工費〉

委員（多賀信祥君） 197、198ページの一番下、委託料のシティプロモーション事業実施業務委託料についてですけど、これはシティプロモーションという名前で2年目と思うんですが、1年目の事業が終わって次に生かされた活動内容であったりとか、この決算が

終わっての評価であったりとか効果というものが伺えれば教えてください。

企画振興課長（岩本展到君） 1年目、2年目とシティプロモーション事業をやってきましたが、昨年度までは観光に特化したシティプロモーション事業をやってきたわけなんですけど、先ほども説明がありましたように、カメラガールズでありますとか星空レストランということで、コロナ禍でありながらそれなりに集客があったということで一定の効果はあったと見ております。そもそも井原市を知ってもらうということにも一定の効果があったと思っております。

そういった2年間やった検証を踏まえまして、今年から総合政策部のほうへ事務を移管しまして、観光だけでなく総合的に、観光以外にも移住・定住でありますとか井原市をもっと知ってもらって井原市へふるさと納税でありますとか移住・定住につながるような施策につなげたいということを検証しまして今年度総合政策部に移したといった経緯でございます。

委員（三宅孝之君） シティプロモーションの事業というのはもう2年目でおしまいというのか、次年度についてはまた新しいシティプロモーションの計画なのか、また別なところでそういった継続があるのか。

それから、カメラガールズはもうここでおしまいなのか、そういった形で活動されて知名度が上がったということであれば、次年度、その次も井原市のPRのためにそういったカメラガールズというのはどんどん活用していくのか、そのあたりをお聞かせください。

企画振興課長（岩本展到君） まず1点目の、今後も続けてやるのかというお尋ねでございますが、今年度が3年目ということで、シティプロモーション事業自体は今やっている最中ではございますが、やりながら次年度続けるかどうかという検証作業を今しているところでございます。

総合的にやるという事務を進めたのが今年度からということで、トータルプロモーションが1年で終わるといのはどうかなと思っているんで、継続することができればと思いながら今前向きな検討を進めているところであります。

それから、カメラガールズなんですけど、今年度委託しました事業者も昨年度と同じ事業者ですので、カメラガールズの企画は今年度もされるということで事務を進めているところでございます。

委員（坊野公治君） ホテル・旅館誘致等促進事業補助金、2件、うち1件が繰越明許分というのと、井原駅前通り等賑わい創出事業補助金4,700万円で繰越明許が3,000万円ぐらいと聞いたんですけど、これが5件のうち2件が繰越明許、繰越明許分の2件と1件の分が何に当たるかご説明いただけますか。

建設経済部次長（田中大三君） 井原駅前通り等賑わい創出事業の繰越しの2件、これは

新町の事業でデニムストリートに交付した2件、それからホテル・旅館誘致等促進事業補助金につきましては舞鶴楼に支出した補助金でございます。

委員（坊野公治君） デニムストリートに2件というのは、1事業所に対して2件という形でよろしいのでしょうか。

建設経済部次長（田中大三君） 補助金が2件交付されておまして、1件につきましてはホテルとそれから下へ店舗等を3店舗予定しておりましたがその改修費用、それからもう一事業につきましては隣の敷地になりますところのデニムの店舗の改修費用ということで2口になっております。

〈なし〉

〈第45款 土木費〉

委員（三宅孝之君） 210ページです。

下水路費の工事請負費の中で下水路新設改良工事費1件ということなんですけども、1件で約2,000万円のところというと、どの辺りのことでしょうか。

建設課長（曾根 剛君） 下水路工事費の1件分につきましては、東江原町の平井下水路ほかという工事が1件分でございます。

委員（三宅孝之君） 1件分の工事費がどれぐらいで約2,000万円もかかるのか基本的なところが分からないんですけども、各地区一件一件するとそれぐらいの金額というものがかるのでしょうか。

建設課長（曾根 剛君） 下水路費の工事についてなんですけど、令和2年度に完成した平井下水路1件が223万3,000円分と、あとは令和3年度に繰り越した排水ポンプ場の2件分、西町排水ポンプ場及び首高排水ポンプ場の前払い金の額で、西町について783万円と首高については1,056万円で、合わせまして2,062万3,000円となります。

委員（三宅孝之君） 1件と言われた、その1件というのは3つのものを合わせて1件ということですね。下水道の新設ということですが、大体何世帯分の工事になるのでしょうか。

また、翌年度繰越額が1億4,000万円ということです。それが計画的に進んでいてそれだけ残っているのか、それとも計画してもなかなか工事がうまくいかなかったのか、そういったところもお聞かせいただきたいと思います。

委員長（佐藤 豊君） 建設課長、分かりやすく現状を教えてください。

建設課長（曾根 剛君） すみません、件数的には3件分ということで申し訳ありませんでした。

不用額につきましては既設の南部水門、南部排水ポンプ場を計画しているんですけど、南部水門が、既設の水門が構造計算によって再利用できないということが判明いたしまして、設計変更に期間を要し年度内に発注できず令和3年度予算で執行したために不用額が生じたものです。何世帯分というのは分かりません。

委員（三宅孝之君） 不用額はよく分かりました。

繰越額のほうなんですけども、繰越額は1億4,000万円というのがあるんですが、その分も南部水門を予定していたからその分がもう不用になったということですか。

建設課長（曾根 剛君） 繰越額につきましては西町排水ポンプ場と首高排水ポンプ場の工事費に対する前払い金を差し引いた額となります。

〈なし〉

〈第50款 消防費〉

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈第55款 教育費中、第10項教育総務費から第50項幼稚園費〉

委員（西村慎次郎君） 221、222ページです。

一番上の貸付金で、井原市奨学資金貸付金が23名という説明だったと思うんですが、この貸付金の制度が始まった当初、年間10名とかという話があったと思っているんですけど、今はその辺の上限はなくなっているということでもいいんですか。

教育次長（唐木英規君） 制度改正を行いまして、上限をなくしております。

委員（西村慎次郎君） ということは、昨年度申請があった方については基本的に全員貸付をしているという理解でいいですか。

教育次長（唐木英規君） 昨年度新規分が11人分となっておりますが、要件に該当する人については全員支給対象となっております。

委員（西村慎次郎君） 別件で、同じページの下から3段目になるんですが、委託料のICT支援員派遣委託料ということで、ICT支援員の1年間分とGIGAスクールサポーターということで5か月分ということだったと思うんですが、令和2年度は各学校へ月何回訪問されているんですか。

学校教育課長（平木康晴君） 令和2年度におきましてはICT支援員が週1回、半日の勤務をしておりました。

委員（西村慎次郎君） 先ほどの1年プラス5か月の体制で週1回行っていたということでもいいですか。

学校教育課長（平木康晴君） GIGAスクールサポーターのプラス5か月のものに関しては遠隔での研修でありましたり、もともとの、今年度1人1台のタブレットを使うためのシステムづくりのほうを主にさせていただいておりましたので、子供に対してというのはICT支援員の週1回半日というものが基本になったと思います。

委員（西村慎次郎君） 週1回ということで、ICT環境が学校内も充実してきていると思っていて、先生を含めていろいろ聞きたいなということがあると思うんですが、そのあたり、週1回で十分サポートできているのか、それ以上まだ必要な状況なのか、そのあたりどうでしょうか。

学校教育課長（平木康晴君） 基本的には電話等で週に1回半日来てもらえる、プラス問合せ等々ができるサポートデスクを活用させてもらっていましたが、やはり今おっしゃってくださったように、本当に現場では新しいことに挑戦をしておりましたので、本来なら毎日してもらいたいぐらいですが、今年度少しそこを増やしていただくというような形に結局はなっているというのが現状であります。

委員（三宅孝之君） 222ページの先ほどの貸付金の制度のことです。

今まで10名だったのが上限なしということで、これからも貸付金の制度運営は上限を決めないでやっていかれるのか、それともどういったところかで人数制約というのが出てくるのでしょうか。

教育次長（唐木英規君） 現状では制度を変えて制限を撤廃したばかりですので、状況をこのまま見ていきたいと考えております。

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第60項社会教育費〉

〈なし〉

〈第55款 教育費中、第70項保健体育費〉

〈なし〉

〈休憩中、執行部説明員入替え〉

〈第60款 災害復旧費〉

〈なし〉

〈第65款 公債費から第80款 予備費〉

〈なし〉

〈歳出全般についての総括質疑〉

委員（宮地俊則君） 歳出全般、備品購入費というところに器具費でパソコン更新というのが至るところに出てくるわけなんです、このパソコンの更新について、その担当部課の何十台更新とかというのが出てきていますけども、ある一定の年数が来たら一斉に更新するのかあるいは使用頻度あるいは内容によって、部署によって違うのか、そのあたり、パソコンの機器の更新についての基準というものがあるのかなのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

総務部次長（久安伸明君） パソコンについてですが、基本的には7年で更新を考えております。これは職員が庁内で使っているパソコンです。ただし、ウィンドウズの関係でOSのサポート切れというのがございますので、そういう場合は前倒しして更新をかけていくというふうな形としております。

〈なし〉

〈実質収支に関する調書及び財産に関する調書の説明〉

委員（山下憲雄君） 275ページに（7）出資による権利とありますが、恥ずかしながら一番上の岡山県信用保証協会の、これは何と読むんですか、読み方を教えてください。

財政課長（片井啓介君） 出捐金でございます。

委員（山下憲雄君） それで、ここは出資による権利ということで、それぞれの出資団体に井原市が出資しているわけですが、これは市のほうにそれぞれの団体のいわゆる経営状況、どういう状況であるかというのは報告が上がっているんでしょうか。

総務部長（藤原雅彦君） 複数の課にまたがっており、すぐに確認ができませんので、大変申し訳ないのですが、明日の予算決算委員会で状況を報告させていただければと思います。

委員長（佐藤 豊君） 山下委員、それでよろしいですか。

委員（山下憲雄君） はい、よろしくお願ひします。

〈なし〉

〈一般会計全般についての総括質疑〉

委員（山下憲雄君） 今朝ほど100ページで諸収入の中の住宅新築資金等貸付金のご質問をさせていただきましたけども、ここで収入未済額に2,300万円ほど上がっているということで、私の理解違いかも分からないんですけども、歳出の部分のどこと関係しているか教えていただきたいと思ひます。この貸付金事業の出先というんですか、歳出の受け。

財政課長（片井啓介君） 歳出の143ページ、144ページの人権施策推進費の中の需用費でありますとか役務費といったあたりで歳出となっておりますが、これは債務者の方、未納の方への連絡等を送るものといった経費でございます。

委員（山下憲雄君） もう一遍すみません、お願いいたします。

財政課長（片井啓介君） 貸付けはもう以前に貸し付けておりますものを償還しております、そちらの償還に係る事務経費として人権施策推進費の需用費なり役務費で執行しているというものでございます。

委員（山下憲雄君） 決算ですのでどこかに債権というか、回収すべきお金の側がどちらかにないといけないと、私の理解不足かも分かりませんが、それはどこへあるんですか。これでいいんですか。

財政課長（片井啓介君） 貸付け自体は今もうしておりませんで、償還のみでございます。

て、出としてはその償還をするために連絡を取ったりするといった経費だけになってきております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（佐藤 豊君） 本日はこれで審査を終了したいと思います。

明日は午前10時から開催いたしますので、ご出席の程よろしく願いいたします。

本日はこれをもって終了いたします。大変ご苦勞さまでした。